

様式第5号(第15条関係)

入札経過書									
入札経過は以下のとおりです。									
案件番号(工事対象番号)		4311522 (第310901号)							
工事(業務)名		市道沼須土地改良幹線道路補修工事							
工事(業務)場所		沼田市沼須町地内							
開札日時		第1回	令和元年12月5日 9時00分						
		第2回							
開札場所		沼田市役所契約検査課(電子入札)							
予定価格									
最低制限価格									
No.	入札者名	入札金額			備考				
		第1回	第2回						
1	(有)利根緑化				辞退				
2	成和工業(株)	1,760,000			失格(最低制限価格未 満)				
3	(有)ミヤタ総合設備				辞退				
4	(有)山藤				辞退				
5	(有)岡谷園芸				辞退				
6	桑原管工				辞退				
7	(有)建徳	1,760,000			失格(最低制限価格未 満)				
8	(株)カネコ				辞退				
9	(有)上毛設備工事				辞退				
10	(有)阿巧				辞退				
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
落札者名		落札通知印		落札金額					
不調				百万		千			円

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計上の申込みに係る価格である。

指名業者選定理由書

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第8条及び同法施行令第7条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

入札回数及び案件番号	第 9 回	案件番号 (工事対象番号) 4311522 (第 310901 号)
入札執行年月日	令和元年12月5日(木)	
工 事 名	市道沼須土地改良幹線道路補修工事	
指名業者の選定	工種等級格付	土木一式工事 C及びD 等級
	指 評 価 項 目	<ol style="list-style-type: none">不誠実な行為の有無 指名停止基準等に掲げる不適切な行為がないこと。経営・信用の状況 客観的に経営・信用が不健全と判断される事実がないこと。工事成績 過去3年間の平均で、工事成績評価点が65点未満でないこと。当該工事に対する地理的条件 本店又は営業所等が当該工事箇所近辺にあり、地元の特性に精通していること。手持ち工事の状況 当該工事を施工する能力があること。当該工事の技術的特性 当該工事と同一の工種について、当該年度の格付に使用した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書に記載された完成工事高があること。技術者の状況 当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できること。
	選定業者数	10 業者
	選 定 方 法	請負業者選定委員会による。

様式第5号(第15条関係)

入札経過書										
入札経過は以下のとおりです。										
案件番号(工事対象番号)			4311547 (第310902号)							
工事(業務)名			防犯カメラ設置工事							
工事(業務)場所			沼田市内							
開札日時			第1回	令和元年12月5日 9時15分						
			第2回							
開札場所			沼田市役所契約検査課(電子入札)							
予定価格			13,140,000円 ※消費税相当額を除いた金額							
最低制限価格										
No.	入札者名		入札金額							
			第1回	第2回	備考					
1	(株)たけのうち電器		12,800,000		1回落札					
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
落札者名			落札通知印	落札金額						
(株)たけのうち電器					百万		千		円	
				1	2	8	0	0	0	

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計上の申込みに係る価格である。